工事請負契約議決は三千万円以上に……。

議会だより

昭和五十二年第四回定例会は十二月十六日より二十三日までの会期八日間で、議案十件、請願一件、発議一件についてそれぞれ慎重な審議がなされました。

一、議案十件（一部事務組合関係の規約変更一件、条例改正四件、条例による規準の制定一件、村道認定一件、補正予算三件）

(一)一部事務組合関係

新潟県町村人事事務組合に新たに、中頸城郡の吉川町が加入する件で規約の変更については、原案通り可決されました。

(二)条例改正

○月潟村表彰条例中の満十二年以上の中にあった農業委員を九年以上とすること及び個人の寄付を一〇万円から二〇万円に、法人の寄付を三〇万円から五〇万円に改めるもので適用は昭和五十三年一月一日とする件であり原案通り可決されました。

○職員の給与に関する条例の改正については、例年八月に人事院より勧告が国家公務員の給与を改正する様国に対し勧告されますが地方公務員もこれに準ずるもので人事院勧告通りの内容で原案通り可決されました。

(三)条例の規定による規準の制定について承認を求める件は、落葉果樹生産振興特別対策事業分担金賦課基準を制定する件であり1.納付義務者2.賦課額3.賦課期日及び納期4.徴収方法5.農地面積の変更申告期限6.賦課徴収の特例（内容説明は割愛します）であり、原案通り承認されました。

○村道第一〇一号線は村道認定（二路線）

二路線共生活道路として重要であり原案通り可決されました。

(四)同一〇二線は大字大別当地内のテーエムソーイング前道路であり延長は三二六mであります。

(五)簡易水道特別会計補正予算（三件）

○簡易水道特別会計補正予算は才入才出を四三一五千円増額し各々総額を二四二七五千円とするものであります。才入内訳は水道料の増加見込額が四七八千円、負担金の増加額が七二〇千円、繰越金が二六〇四千円であります。

才出内訳は人件費関係で五六一千円備品で四〇八千円賃金委託料で二九六千円施設の改善の為の積立金が三〇〇〇千円その他五〇千円であります。

○国民健康保険特別会計補正予算は才入才出を一〇〇五六千円増額し各々総額を一三一三〇一千円とするものであります。

才入内訳は、保険税の増収見込として一一〇千円、国県支出金が七三八二千円繰越金一二〇四千円諸収入一三六〇千円であります。

才出内訳は、人件費関係で六六七千円療養費給付費で九三八九千円であり原案通り可決されました。

○一般会計補正予算は才入才出を二二五三八千円増額し各々総額を七〇七七四三千円とするものであります。才入内訳は、村税の増額分一九三一千円、譲与税の増収見込で二八九〇千円、地方交付税の増加見込で九八五七千円、国県支出金で七三六八千円、その他四九二千円であります。

才出内訳は人件費関係で九七一一千円、老人医療費二二九〇千円曲通農機具利用組合補助金五六七七千円、除雪機械借上料として、一〇〇〇千円、学校用マイクロバスの車庫として一五〇〇千円、その他物件費消耗品負担金等二三六〇千円であります。総じて三合計の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費を主とした予算であり、原案通り可決されました。

二、請願について

先月号でお知らせ致しました、月潟村商工会より提出されていた請願が十一日臨時会において、特別委員会が設置されて付記され、休会中（十二日五日）に審議されましたが、この結果、意見を付して採択すべきものと、本会議に報告され、採択されました。（意見は割愛します）この結果、請願審査報告書が、村議会より村長及び請願者に報告されました。

三、発議について

月潟村農村総合整備モデル事業特別委員会（モデル事業特別委員会）の設置することについて、村長から議長に要請しましたところ、議長も事業の重要性から、特別委員会の設置を本会議で発議されました。この結果、議会でも、事業の重要性に鑑みモデル事業特別委員会の設置が可決されました。

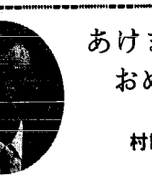

あけまして おめでとうございます

村議会議長　小林昌二

昭和五十三年の年頭にあたり、謹しんで新年の御祝詞を申し上げますと共に、皆様の御健康と御多幸を、お祈り申し上げます。

国民の期待を担った政府の努力にも拘わらず昨年も亦、世界的な経済情勢の渦中で円高等に表現される通り構造的な不況は当分の間続くものと思われ、石油ショック以降の低成長時代の情勢から脱出できるのは、未だ先の様子であります。

本村の経済もこれらと比例して財政的に苦しい年でありました。

この中で、待望の新庁舎も十一月には竣工式を挙行することが出来ましたこと、又四月より懸案の小学校も統合され、行政、教育の面では大きく前進致しました。

これらは偏えに村民皆様方の日頃寄せられる暖かい愛村のお気持と、教育に対する深い御理解の賜であると考えるとき、真に有難く感謝致しております。

年々行政需要が増大し、且つ多様化してまいって居る中で、本年も農村総合整備モデル事業の地域指定（農林省）を受け事業の実施計画の樹立、農村地域工業導入促進法（農工法）の特認事業である就業改善センターの建設、又一般農道の事業促進と早期完成等、大きな目標を幾つか掲げながら且つきめ細かな施策に取り組み、この実現に努力を傾注し、もって村勢の進展となる原動力として活動すべく、新装成った庁舎を拠点として執行部及び議決機関とも一層意を新たにし、英知を結集して皆様方の信託にお応えする所存であることが、又私の所信である清廉公平、情熱に合致する処であり、精々努力いたしたいと考えます。

今年も総じて財政難が予想されこの面での困難が続くことと思われますが、前途に光明を求め、村民各位と共に努力したいと思いますので、旧に倍する御指導、御鞭達をお願い致しまして、昭和五十三年のごあいさつといたします。

水田転作34ヘクタールに

対策推進に協議会設置

米生産調整は、昭和五十三年度から十年間を数期に区切って水田利用再編対策の一環として実施されることになり、全国都道府県に配分が行なわれました。

本県への配分数量は、転作面積一百八十ヘクタールで全水田面積の五、九%、昨年の二、九倍です。また、事前売渡し限度数量は六十四万六千トン余りで、昨年より二万六千七百トン少なくなっています。

これは、米の過剰をこれ以上放置すると食管制度の存在そのものが危ぶまれ、農業の長期安定維持のための施策であると言われています。

また、今年からは、転作配分面積未達成の場合は、「その未達成分を翌年度に加算する。」という罰則制を打ち出しています。

県から本村への配分は、三十四ヘクタールと決まりました。又、事前売渡し限度数量も二千三百八十三トン（一俵六十キロとして三万九千七百十七俵）の配分となりました。これを前年度比などで見ると表の通りとなります。

区分＼年度	昭和52年度	昭和53年度	比較（A－B）	前年対比
うるち米	39,826俵 2,389,560Kg	37,540俵 2,252,370Kg	△ 2,286俵 △ 137,190Kg	94.26%
もち米	2,177俵 130,620Kg	2,177俵 130,620Kg	0俵 0Kg	100.00
計	42,003俵 2,520,180Kg	39,717俵 2,382,990Kg	△ 2,286俵 △ 137,190Kg	94.56
転作等目標面積	7ha	34ha	27ha	4.86倍

推進協議会が発足

村では、水田利用再編対策の対応と推進のために、月潟村水田利用再編成対策推進協議会を組織し、昨十二月十日に初会議を開き、正式に発足しました。

この日は、水田利用再編対策案の大綱及び農産物の総合的な自給力の強化と米需給均衡化対策について勉強しましたが、今後、本村の転作方針を策定し、推進することになります。

農家の皆さんの格別なご理解とご協力をお願いします。

協議会の構成は次の通りです。

農業委員会長　曽山　弘
農業協同組合長　和平信平
土地改良区理事長　竹内久平
西蒲東部農業共済　阿部泰一
副組合長
白根農業改良普及所長　中川文男
大別当農家組合長　伊藤正男
月潟農家組合長　近藤四郎
西萱場　〃　落田政一
上曲通　〃　田辺曜一
下曲通　〃　桜沢正美
東長島　〃　野内藤枝
木清第一　〃　竹石　博
木清第二　〃　大橋正一
釣寄　〃　神保一夫
釣寄新　〃　後藤昭英

≪≪≪ 春季農耕用軽油免税証の交付についてお知らせ ≫≫≫

◎出張交付日　二月十日（金）

例年のとおり、巻財務事務所では、農業用耕うん機に使用する軽油の免税証を、左記の日程により交付しますのでお知らせします。

1　免税証の交付日程

(1)共同申請は、市町村役場、農業協同組合ないしは軽油販売業者等でとりまとめて、一月十四日までに申請することになっております。

(2)村役場への出張交付の日程は、次のとおりです。

ア日　時　二月十日（金）
（午前十時から午後三時まで）

イ場　所　月潟村役場
（相　談　室）

(3)巻財務事務所交付は三月四日から四月二十二日までの毎週土曜日午前九時から午前十一時三十分まで行います。

2　免税申請当日、持参するもの

(1)**新規申請の人。**

ア市町村長又は農業委員会の発行する機械証明書及び耕作（面積）証明書
（機械の共同使用申請の場合は各人ごと）

イ印　鑑
（機械の共同使用申請の場合は、各人の印鑑）

(2)**すでに、耕うん機についての使用者証の交付を受けている人。**

ア免税軽油使用者証

イ耕作証明書
（共同使用者証の場合は、各人の証明）

ウ印　鑑
（共同使用者証の場合は全員の印鑑）

(3)**耕うん機についての使用者証の交付を受けており、今回、登録している耕うん機を変更した人。および、コンバインについての使用者証の交付を受けており、今回耕うん機についても、免税証の申請をする人。**

ア免税軽油使用者証

イ機械証明書

ウ耕作証明書
（共同使用者証の場合は各人の証明）

エ印　鑑
（共同使用者証の場合は、全員の印鑑）

(4)**耕作の委託を受ける人**

上記の書類に加えて、次の書類を持参してください。

ア委託者の耕作面積証明書
（全耕作面積のうち、一部の委託を受ける場合は、全耕作面積と委託を受ける面積を表示。）

イ農作業の委託を承諾した書面。

以上のとおりですが、不明の点がありましたら、巻財務事務所又は役場（税務課）にお問い合わせください。